

沖縄県農林水産部森林整備委託業務に係る  
入札参加資格審査申請の手引き  
(令和5・6年度)

沖縄県 農林水産部 森林管理課

沖縄県農林水産部の森林整備委託業務に係る入札参加者の資格に関する要綱（平成24年6月27日付け農森第1147号）に基づき、令和5・6年度において沖縄県農林水産部が発注する森林整備委託業務に係る競争入札に参加するための資格の審査を受けようとする方は、次のとおり申請手続きを行ってください。申請にあたってはこの内容を熟読し、間違いのないように注意してください。

1 定義

この手引きにおいて「森林整備」とは、地ごしらえ、植栽、下刈り、枝打ち、つる切り、除伐、間伐等の森林施業、森林病虫害の防除及びこれに類する施業をいいます。

2 申請者の競争入札参加資格

申請日において、次の(1)～(5)の事項全てを満たしていることが、競争入札参加資格申請の要件となります。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、沖縄県知事の認定を受けた者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を有している者であること。
  - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門に限る。）の登録を受けた者
  - イ 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項に規定する林業普及指導員資格試験に合格した者
  - ウ 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者
  - エ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条第1項に規定する研修修了者名簿に、現場管理責任者（フォレストリーダー）又は総括現場管理責任者（フォレストマネージャー）として登録され、資格が有効である者
- (3) 技術職員が、労災保険（労災保険率適用事業細目表（昭和47年労働省告示第16号）で事業の種類が0201、0301、0303のいずれかに該当するもの）、雇用保険、健康保険、

厚生年金保険及び退職金制度に加入していること。ただし、健康保険、厚生年金保険について、個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合はこの限りでない。

- (4) 県内に事業所を有する者であること。
- (5) 国税及び県税を滞納していないこと。

### 3 申請書の受付期間及び受付場所等

資格審査申請書の受付期間は、令和5年6月1日から令和5年6月30日までです。受付場所は、持参、郵送を問わず沖縄県農林水産部森林管理課となります。

受付期間	令和5年6月1日（木）～令和5年6月30日（金）
受付場所	農林水産部森林管理課（県庁舎9階）
提出先・ 問い合わせ先	〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県 農林水産部 森林管理課 森林企画班 屋良（やら） 電話（098）866-2295 FAX（098）868-0700

### 4 申請書の提出方法等

- (1) 持参の場合は午前9時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、慰霊の日等、閉庁日は除く。）とし、正午から午後1時の間は除きます。なお、申請者数が多いときは、お待たせする場合がありますので御了承ください。

郵送（特定記録郵便又は簡易書留郵便）による提出の場合は、当該期間内に消印があるものを有効とします。

- (2) 申請書の記入及び添付書類に不備があるものは受付できません。不備なものはお返します。提出前によく御確認のうえ提出してください。

### 5 申請書及び添付書類

申請者は、次の(1)から(15)までの申請書及び添付書類のうち、申請に必要な書類を提出しなければなりません（7ページの申請書類及び添付書類一覧表を参考にしてください）。

なお、申請書及び添付書類の記入にあたっては、この手引き及び添付書類の各様式の記入方法、欄外の注意事項を参照して、誤りや記入漏れがないように明確に記入してください。

もし、提出書類に、虚偽の事項を記載した場合は、競争入札参加資格の認定を取り消すことがありますので、十分に注意してください。

また、登記事項証明書等の各証明書は、いずれも申請日直前3ヶ月以内に証明されたものに限りします。

※ 営業所等の取扱については、次のとおりとしていますので申請手続きにあたっては留意してください。

- ① 沖縄県内に本店・本社を有する業者は、営業所長等に代理権を与えることはできません。
- ② 県外業者で沖縄県と契約する営業所等は、本店又は本店以外の営業所等のいずれかの1つとします。

(1) 沖縄県農林水産部森林整備委託業務入札参加資格審査申請書（様式1）

- ① 法人の場合は、登記事項証明書に記載されているとおりに記入してください。
- ② 個人の場合は、「住所」は営業所の本拠地、「商号又は名称」は屋号等、「代表者氏名」は経営者の氏名を記入してください。
- ③ 技術職員の数は、この手引き2の(2)に規定する技術職員数を記入してください。

(2) 登記事項証明書

- ① 法人の場合は、登記事項証明書（申請日直前3ヶ月以内のもの）を提出してください。写しは不可です。
- ② 個人の場合は、市町村が発行する身分証明書（申請日直前3ヶ月以内のもの）を提出してください。
- ③ 同時に沖縄県農林水産部保安林整備委託業務入札参加資格審査申請書を提出する場合は、当該参加資格審査申請時に提出したものの写しでも構いません。

(3) 営業所一覧表（様式3）

- ① 沖縄県内に本店・本社を有する業者は、営業所長等に代理権を与えることはできません。
- ② 県外業者で沖縄県と契約する営業所等は、本店又は本店以外の営業所等のいずれかの1つとします。  
なお、本店以外の営業所等にあつては、この手引き2に規定する資格要件を満たしているかを確認のうえ、申請手続きを行ってください。

(4) 改善計画認定通知書の写し

林業労働力確保の促進に関する法律第5条第1項の規定による沖縄県知事の認定について、改善計画認定通知書の写しを提出してください。

(5) 技術職員有資格者名簿（様式4）

この手引き2の(2)に規定する技術職員について記載してください。また、技術職員の数は申請書（様式1）の人数と一致させてください。

(6) 技術職員の保有資格の合格証又は登録証の写し

この手引き2の(2)に規定する技術職員が保有する資格の合格証明書、又は登録証の写しを提出してください。

(7) 労働保険証明願等

- ① 労災保険（現場労災）と雇用保険の両方の加入及び保険料の納付を確認できるものを

提出してください。

- ② 同時に沖縄県農林水産部保安林整備委託業務入札参加資格審査申請書を提出する場合は、当該参加資格審査申請時に提出したものの写しでも構いません。

**(8) 労働保険確定保険料申告書などの写し**

前年度のもので、労災保険（現場労災）の業種がわかる書類の写しを提出してください。労災保険率適用事業細目が0201（木材伐出業）、0301（植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業）、0303（その他の各種林業）のいずれかが必要です。

**(9) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し**

この手引き2の(2)に規定する技術職員について提出してください。事業所が確認できるものが必要です。

**(10) 健康保険・厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等の写し**

前年度のもので、この手引き2の(2)に規定する技術職員について提出してください。技術職員は、申請日の前日において常時雇用（パート・アルバイト等は除く）している必要があります。

なお、個人事業者（従業員が4人以下）で適用除外の場合は、賃金台帳等の写しを提出してください。

**(11) 退職金制度等加入状況（様式5）**

この手引き2の(2)に規定する技術職員について、自社規定による退職金制度や退職金共済制度等（林業退職金共済制度、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度）への加入状況について記載してください。

**(12) 健康保険等の加入義務がないことについての申出書（様式6）**

個人事業者で従業員が4人以下のため健康保険等の加入義務がない場合は、健康保険等の加入義務がないことについての申出書を提出してください。

**(13) 県税納税証明書**

① 県税（全税目）の滞納又は納税義務がないことを証する県税事務所長の納税証明書（申請日直前3ヶ月以内のもの）を提出してください。

② 個人事業者の場合は、個人県民税についての市町村長による証明書を提出してください。

③ 同時に沖縄県農林水産部保安林整備委託業務入札参加資格審査申請書を提出する場合は、当該参加資格審査申請時に提出したものの写しでも構いません。

**(14) 国税納税証明書**

① 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の滞納又は納税義務がないことを証する税務署長の納税証明書（申請日直前3ヶ月以内のもの）を提出してください。

② 個人事業者の場合は、所得税並びに消費税及び地方消費税についての納税証明書を提出してください。

③ 同時に沖縄県農林水産部保安林整備委託業務入札参加資格審査申請書を提出する場合

は、当該参加資格審査申請時に提出したものの写しでも構いません。

(15) 資格審査結果通知書返信用封筒

資格審査の結果を申請者に通知しますので、封筒（長形3号）に84円切手を貼り、封筒の表に郵便番号、住所、商号又は名称を記載して提出してください。

6 提出部数 1部

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果については、令和5年7月下旬頃（予定）に申請者へ通知します。

8 入札参加資格の有効期間

登録の日の属する月の翌月から次期の定期審査に基づく登録の日の属する月までとなります。

9 申請後に変更があった場合の届出

申請書を提出した後、次の事項について変更があった場合は、速やかに沖縄県農林水産部森林整備委託業務入札参加資格登録事項等変更届（様式2）を提出してください。

なお、変更届出後、速やかに変更内容が確認できる書類を1部提出してください。

(1) 商号又は名称（本店、本社及び営業所等の名称を含む。）

法人である者は登記事項証明書を提出してください。

(2) 住所（本店、本社及び営業所等の住所を含む。）

法人である者は登記事項証明書を提出してください。

(3) 代表者の氏名（本店、本社及び営業所等の代表者を含む。）

法人の場合は、登記事項証明書を提出してください。

(4) 電話番号又はファクシミリ番号（本店、本社及び営業所等の番号を含む。）

(5) 2の(1)から(5)までの要件

該当する要件の認定書類を提出してください。

なお、2の(1)から(5)までに規定する資格要件を満たさなくなった場合は、資格の喪失となります。

(6) その他営業内容等についての重要な事項

営業内容や競争入札の参加資格等の重要な事項に変更があった場合は、変更内容が確認できる書類を提出してください。

10 その他

- (1) 入札参加資格審査に際し必要がある場合は、別に資料等の提出を求めることがあります。
- (2) ファイル等へは綴じずに提出してください。

## 申請書及び添付書類一覧表

	提出書類	様式 番号	法人の 場合	個人の 場合	写しの 可否
(1)	沖縄県農林水産部森林整備委託業務入札参加資格審査申請書	1	○	○	
(2)	<b>登記事項証明書</b> ・ 個人事業者の場合は、市町村が発行する身分証明書 ・ 同時に沖縄県農林水産部保安林整備委託業務入札参加資格申請書を提出する場合は、当該提出書類の写しでも可		○	○	
(3)	営業所一覧表	3	○	○	
(4)	<b>改善計画認定通知書の写し</b> ・ 林業労働力確保の促進に関する法律第5条第1項の規定による改善措置計画についての認定通知書の写し		○	○	可
(5)	<b>技術職員有資格者名簿</b> ・ 要綱第3条第2号の資格を有している技術職員	4	○	○	
(6)	<b>技術職員の保有資格の合格証又は登録証の写し</b> ・ 要綱第3条第2号の資格を有していることが確認できる書類の写し		○	○	可
(7)	<b>労働保険証明願等</b> ・ 労災保険と雇用保険の加入及び保険料の納付を確認できる書類の写し		○	○	可
(8)	<b>労働保険確定保険料申告書の写し</b> ・ 前年度のもので、労災保険率適用事業細目が 0201、0301、0303 のいずれかに該当するもの		○	△	可
(9)	<b>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し</b> ・ 事業所番号の確認ができるもの		○	△	可
(10)	<b>健康保険・厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等の写し</b> ・ 前年度のもの ・ 個人事業者（従業員が4人以下）で適用除外の場合は、賃金台帳等の写し		○	△	可
(11)	<b>退職金制度等加入状況</b> ・ 退職金共済制度に加入している者は退職金共済手帳の写しを添付	5	○	△	可

## 申請書及び添付書類一覧表

	提 出 書 類	様式 番号	法人の 場合	個人の 場合	写しの 可否
(12)	<b>健康保険等の加入義務がないことについての申出書</b> ・ 個人事業者（従業員が4人以下）で加入義務がない場合	6		△	
(13)	<b>県税納税証明書</b> ・ 県税事務所長の納税証明書（申請日直前3ヶ月以内のもの） ・ 個人事業者の場合は、個人県民税についての証明書 ・ 同時に沖縄県農林水産部保安林整備委託業務入札参加資格審査申請書を提出する場合は、当該提出時の写しでも可		○	○	
(14)	<b>国税納税証明書</b> ・ 税務所長の納税証明書（申請日直前3ヶ月以内のもの） ・ 個人事業者の場合は、所得税並びに消費税及び地方消費税についての証明書 ・ 同時に沖縄県農林水産部保安林整備委託業務入札参加資格審査申請書を提出する場合は、当該提出時の写しでも可		○	○	
(15)	<b>資格審査結果通知書返信用封筒</b> ・ 封筒（長形3号）に84円切手を貼り、封筒の表に、申請者の郵便番号、住所、商号（名称）を記載		○	○	

(注) ○印は必ず提出、△印は該当する場合は提出